

白河市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成27年度定期監査（第三期）の結果に関する報告を、同条第9項及び白河市監査委員条例第8条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月26日

白河市監査委員 有賀 秀晴

白河市監査委員 藤田 文夫

平成27年度定期監査（第三期）結果報告書

1 監査の対象

産業部、建設部、水道部、各庁舎事業課及び農業委員会事務局の平成26年度財務に係る事務執行状況

2 監査実施期間

平成28年1月4日～平成28年2月25日

3 監査の範囲

平成26年度の一般会計・特別会計において執行された使用料及び賃借料の支出に係る事務執行が適正かつ効率的に行われているかについて定期監査を実施した。

4 監査の方法

提出された書類と資料等の内容について照合し、検討を加え、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取る等の手法により実施した。

5 監査の結果

今回、監査対象とした事務の執行については、おおむね適正であると認められたが、次の事項については、「白河市監査結果等の取扱要領」に定める指摘事項に該当するものと認められたので、内容を十分把握して必要な措置を講じるとともに、今後の事務処理において万全を期されたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書及び口頭で措置を促した。

○ 土地賃貸借契約 【産業部 観光課】

- ・発議書の専決区分に関する事務処理が改善されていない
- ・財務規則に定める合議に関する事務処理が改善されていない